

○議長（茅沼隆文）

日程第4 議案第4号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成駅東側に整備される民間施設の2階部をパレットガーデン自治会の地域における地域集会施設として位置づけるため、開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月2日提出、開成町長、府川裕一。

開成駅東口の駅前に民間業者が建設をしております3階建ての開成駅前施設の2階、3階部分を町で借り上げをいたしますが、このうち2階部分をパレットガーデン自治会の地域における地域集会施設として位置づけるため、開成町地域集会施設条例の一部を改正するものでございます。施設の概要としましては、構造は鉄骨造3階建て、2階部分の賃借となります。主な居室として、多目的室、洋室、事務室、厨房、トイレがございました。施設の位置は、開成町吉田島4319番地1になります。

それでは、1枚お開きください。

開成町条例第 号。

開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例。

開成町地域集会施設条例（平成18年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。条例第2条に地域集会施設の設置に関する規定がございます。岡野老人憩の家から、みなみ自治会館まで、13の地域集会施設の名称及び位置がございますが、みなみ自治会館の次に、名称に「パレットガーデン自治会館」、位置に「開成町吉田島4319番地1」を追加するものでございます。

附則でございます。この条例は、交付の日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番議員、前田でございます。

先ほど町長から提案理由を述べられた中に関しまして、二つ、お尋ねをしたいと存じます。

まず、開成駅東口に整備される民間施設の2階部という形で、それを地域集会施設と位置づけるというふうにお話をされました。また、課長のほうでは2階、3階を町でというようなお話でございましたけれども、そうなってきた場合、従来の自治会館の形態と大きく違っているパレットガーデンならではの差異の部分をどういうふうに扱うのかということと伺いたいというふうに思います。

2階の部分がパレットの自治会館になるといった場合に、管理、掃除等々の関係で、階段の部分ですとかエレベーターの部分ですとか、そういう取り扱い、考えは、町のほうでは、3階も含んでというふうな形になるかと存じますけれども、どういうふうな形で考えておられるのか、お示し願いたいと存じます。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

それでは、ご質問にお答えいたします。

これまでと異なりまして、民間施設を借り上げてという形になります。共有部分につきましては、民間業者、こちらのほうで管理をするという形になります。そして、専有部分につきましては、地域集会施設として位置づけをして、今後、また皆様のほうにお諮り、審議をしていただくこととなりますが、指定管理者の制度がございますので、そのような中で管理を主たる管理者のほうでやっていただくような形を今、考えてございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

と申しますと、具体的に施設を今後、運用して、今後、指定管理者の件で行うときに、階段部分、エレベーター部分については、そちらのほうにお願いをするというふうを考えているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

すみません。説明が不足して申しわけございませんでした。共有部分につきましては貸し主のほうの管理になりますので、具体的に言いますと、エレベーターですとか階段部分、そのような共有部分につきましては貸し主のほうの管理となります。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

関連して1点。パレットは、そういう形で特異な形での自治会館の運用になるわけですが、使用の関係でも集会施設の利用料金を自らの収入として収受することができるということで集会施設の条例にもうたっているところがございますけれども、その点については、どのように考えるところがございますでしょうか。パレットの住民の方は、ほかの自治会館とは違って、一切、自治会館の建設に当たっては寄附金等々はお出ししていないような状況がございまして、その中で、また集会施設を使用するに当たって、そのことについて。

また、この質問をしておりますのは、実は、今、パレットで規約とかの改正について、自治会規約の改正をかなり練り込んでいる状況というふうなタイムスケジュール的なところもございますので、きちんと町がその辺をサポートしていただきたいと思いますという思いがございまして、質問させていただいているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

ご質問にお答えいたします。

今後、使用規程も含めてでございますけれども、指定管理者の指定という部分につきましては、これからの審議となりますので。想定の中でパレット自治会さんのほうで使用規程のほうを作成、検討されているという部分でございますが、今、議員おっしゃられたように、条例の中で料金の徴収につきましては町が承認をするという形になってございます。どのような形で運用していくのかという部分につきましては、適正な使用料金等ございますので、そのようなものであったり、運用につきましてはという部分は、他の自治体の例などに倣いながら自治会と調整をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

駅前ということと、それから3階に常設型の子育て支援センター、また町の役場の支所機能の窓口機能を有したところということで、3階にそれが附随していることもございますので、他の自治会の使用規程云々に余りとらわれずに頭をやわらかくしていただいて、本当に使い勝手がいいという形で、パレット自治会だけというよりも全

町的に使えるような形で、また町がリードしていただきたいということを希望いたしまして質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論に移ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第4号、開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。